

平成二十一年二月十三日受領  
答弁第八七号

内閣衆質一七一第八七号

平成二十一年二月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねの移転は、平成十九年三月三十日に実施しており、お尋ねの建物に係る賃料は発生しない。

二及び三について

お尋ねについては、現在、外務省がロシア連邦政府と協議中であり、現時点でお答えすることは困難である。

五について

先の答弁書（平成十九年三月二十三日内閣衆質一六六第一二二号）五についてでお答えしたとおりである。

六について

お尋ねの「機能を発揮」の意味が必ずしも明らかではないが、外務省としては、御指摘の「大使館」は、外国において外務省の所掌事務を遂行する機関として、重要な役割を果たしていると認識している。